

告示

埼玉県告示第千六百五十五号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成二十八年十二月二十七日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
埼玉県立小児医療センター	埼玉県さいたま市中央区新都心 一 番 地 二	平成三十一年十二月十六日